



## 第136回通常組合会開催 令和8年度予算等議決

2月28日(土)に第136回通常組合会が北海道医師会館において開催され、理事の専決処分報告等の報告事項が承認され、令和8年度事業方針及び歳入歳出予算等の議案が原案どおり可決された。

なお、組合員の方には、事業方針・予算などの詳細について、附録で公告(道医国保公示第495号)しているものを別途送付いたしますので、ご参照願います。

以下、第136回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分に開会し、議員定数57名中、資格確認時15名(最終出席者数18名)、他に表決委任状提出者34名の出席があり、組合会は成立した。

最初に松家治道理事長から挨拶が行われた。

### 松家理事長挨拶

第136回通常組合会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また年初からの大雪で交通事情が悪い中で、全道各地からご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より組合運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

さて国政では、責任ある積極財政をうたう日本初の女性宰相による高市内閣が発足、先日の衆議院の解散・総選挙では皆様もご承知のとおり、戦後、最多の議席を確保し、北海道でも20議席中15議席を占める圧勝でした。年末の補正予算では、昨今の物価高騰と人件費上昇への対応として、医療介護に1兆4,000億円の財政支援が措置されました。また診療報酬改定では、本体をプラス3.09%とすることで決着しました。決して十分なものとは言えませんが、今後に期待がもてる水準にはなりました。

国保組合を取り巻く環境に目を転じますと、昨年12月に発行済み被保険者証の経過措置が終了し、マイナ保険証が主たる資格確認の手段になる仕組みになりました。この4月からは、子ども・子育ての財源の一部を、医療保険者を經由して賦課・徴収を行う仕組みが始まります。組合員・被保険者の皆様に、新たなご負担をいただくこととなりますので、大変申し訳ございませんが、国の施策でありますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。また、今月13日には、小児の筋力が低下していく難病の治療薬の保険適用が承認されまして、薬価は国内最高額の3億円に決まりました。こうした難病の治療薬の開発が進むことはとても喜ばしいことですが、支え



松家理事長挨拶

る被保険者数の減少が続いている中で、保険者の負担はとて重たいものがありますので、余裕資金を確保する努力を続けてきたところでございます。そのような状況の中で、年末に国保組合に対する国庫補助の見直し案が再浮上しまして、別途積立金をはじめとした積立金が多いなどの一定の基準に該当する組合に対して、令和9年度より例外的に新たな補助率を適用する法改正を行うことで、大臣合意がなされました。この法改正により、当組合への補助率が削減される可能性が出てきましたので、その対応策として「財産管理の在り方の見直し」のご提案をすることにいたしました。またこの環境に対処すべく、全国47の医師国保組合のうち規模の小さい組合を中心に24の組合が、プロジェクトチームを立ち上げて合併についての検討をはじめました。当組合も被保険者数の減少への対応には苦慮していますが、財政的には平成30年度より交付を受けている前期高齢者交付金のおかげもございまして、単年度の会計収支は8期連続で黒字を継続し、令和7年度においても黒字の見通しにあります。この間に蓄積された財産が財政的に大きな余力をもたらしていますので、単独運営に不安のない状況にあります。従いまして、令和8年度の保険料は、「後期高齢者支援金等賦課額」と「介護納付金賦課額」、そして新たに

ご負担をいただく「子ども・子育て支援納付金賦課額」は、一人当たり法定負担額に応じた額にさせていただきますが、医療分保険料は据え置きとしています。その結果、全国の医師国保組合との比較においては、平均よりも低い保険料額を提示できており、保険料のメリットを感じていただけるものと思っております。今後とも、組合員の皆様に、医師国保組合に入っていただいて良かったと思っただけのような、存在価値のある組合を維持していくべく、努力を続けていきます。

本日の組合会は、先ほど申し上げました「大臣合意への対応」、そして「子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収が開始されることによる規約改正」と「令和8年度の事業方針」「歳入歳出予算」の審議が、主な議題でございます。お諮りする各議案につきまして、慎重にご審議をしていただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。



松家治道理事長の挨拶後、鈴木伸和常務理事の司会で表彰式に入った。被表彰者は別掲の2名の方が出席され、表彰を受けられた。

表彰後、松家治道理事長から永年のご尽力に対する感謝の言葉があり表彰式は終了した。



議事が再開され、神田雄司議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

空知ブロック 美瑛市：井門 明 議員  
道南ブロック 函館市：小葉松 洋子 議員

会議次第に従い報告事項に入った。

### 専決処分報告

#### 令和7年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第1次補正について

任期満了により退任された理事・監事・組合会議長に対して、役員退職給与規程に定める役員退職給与金を支給するための予算措置、及び支給時の端数調整により生じる令和7年度の役員退職給与積立金予算額の不足を解消するために不足額を予備費から充当すること、さらには、支出額の全額が国庫補助の対象となる令和8年度に開始される子ども・子育て支援納付金のシステム改修費用の増加分と全協が開発する国保組合標準システムの負担見込み額の予算措置を行うため、令和7年度歳入歳出予算の第1次補正を行いました。

#### (補正額)

繰入金	13,892千円増額補正
会議費	13,892千円増額補正
国庫支出金	8,100千円増額補正
総務費	2,100千円増額補正
共同事業拠出金等	6,000千円増額補正
積立金	2千円増額補正
予備費	2千円減額補正

「専決処分報告」を田代典夫常務理事から報告が行われた。

引き続き「業務報告」を鈴木伸和常務理事から、「監査報告」を立石圭太監事から報告が行われ、すべて報告のとおり承認された。

報告事項を終え、議長は神田雄司議長から久保田達也議長に交代し、議事が進行された。

### 議案第1号 北海道医師国民健康保険組合別途積立金積立規則の廃止について

制度の動向を踏まえた財産管理の適正化を図るため、北海道医師国民健康保険組合別途積立金積立規則を廃止して北海道医師国民健康保険組合財産管理規程による管理に一本化をするため、北海道医師国民健康保険組合別途積立金積立規則第4条及び国民健康保険法第27条第1項第6号の規定により、組合会の議決を求めます。

(別途積立金積立規則の廃止により、一般会計の各種積立金とする金額)

別途積立金 816,403,228円

(規則を廃止する期日)

北海道知事の認可を受けた日以降

### 議案第2号 令和7年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第2次補正について

別途積立金積立規則の廃止に伴って、現在保有している別途積立金を一般会計に繰り入れするため、令和7年度歳入歳出予算の第2次補正を行いたく、組合会の議決を求めます。

#### (補正額)

繰入金	816,403千円増額補正
予備費	816,403千円増額補正

この2議案については関連があることから、理事者側からの一括提案の申し出を久保田達也議長が認めて一括上程となり、両議案を田代典夫常務理事から説明が行われた。

審議の結果、議案第1号及び議案第2号の2議案は原案どおり可決された。

### 議案第3号 北海道医師国民健康保険組合規約及び北海道医師国民健康保険組合規約取扱規則の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が時効により新たな給付が発生しないこと、及び令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が創設されることを踏まえて、組合規約及び組合規約取扱規則の一部改正について、国民健康保険法第27条第1項第1号の規定により、組合会の議決を求めます。

(改正の内容)

○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を規定する規約第19条第2項～第19条の4第2項までの文言、及び規約取扱規則第21条第2項及び第21条の2第2項の文言を削除する。

○保険料の賦課額を規定する規約第25条に、第1項第6号として子ども・子育て支援納付金賦課額の規定を追加する。

対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者

賦課額：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づいて算定された支援納付金の額に100分の100を乗じて得た額

(改正の施行の期日) 令和8年4月1日

### 議案第4号 令和8年度北海道医師国民健康保険組合事業方針について

令和8年度事業方針を定めたいので、組合会の議決を求めます。

(事業方針概要)

昨年12月に発行済み被保険者証を使用することができる経過措置が終了し、マイナ保険証が被保険者資格確認の中心になりました。しかしながら、その登録率及び利用率は、まだまだ低い状況にあります。マイナンバーカードのICチップ更新未済の問題もございますので、保険者としては、マイナ保険証の利用登録及び利用率の向上に努める一方で、マイナ保険証を利用することができない方に対しては、資格確認書の交付を行っていき、被保険者の皆様が、安心して保険診療を受けることができるように努めてまいります。

さて、人口減少と国の勤労者皆保険政策に起因する被保険者数の減少、ゾルゲンスマを始めとした超高額薬剤の認可が続いていることによる高額医療費の問題もあって、国保組合を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。さらには、昨年財務省の財政制度等審議会や予算執行調査において、令和2年度で終了したはずの国保組合への国庫補助の見直しが再燃しました。年末の社会保障審議会医療保険部会において、「保険料負担が軽い」「積立金が多い」「医療費適正化等の取り組みの実施状況が低い」との要件に該当する組合のみに、例外的に新たな補助率を適用する案が示されました。諸先輩方が健全な

経営を務めてきた結果に対して、財政的に余裕があるので低い補助率を適用するという案には到底納得することができませんが、組合に対する補助の根拠になっている国民健康保険法第73条の改正に備えて対応してまいります。また、少子化対策の抜本的強化のための「子ども・子育て支援金制度」が、4月から開始されます。医療保険者に安易に他の制度の賦課・徴収義務を負わせるこの動きにも納得し難い部分がございますが、国の政策として決まった事項でありますので、被保険者の皆様には、新たなご負担をおかけすることになりますが、ご理解を賜りたいと思います。

当組合の状況は、被保険者数の減少への対応には苦慮していますが、医療費の増加額が、65歳以上の前期高齢者の比率が高い保険者に交付される前期高齢者交付金の増加額の範囲に概ね収まっていますので、9期連続で単年度会計収支の黒字を確保できる見込みにあり、47都道府県医師国保組合の中では安定した財政基盤で運営することができています。組合員・家族・准組合員の保険料は、医師国保組合の中では平均よりも低い水準を維持できています。従いまして、保険料等検討委員会では、保険料賦課額は令和7年度と同様の賦課基準とする旨の答申をいただきましたが、一人当たり保険給付費の増加を見込んだ上で、事業の見直しをせず令和7年度の事業を踏襲した形での予算編成を行うことができています。

組合員・被保険者の皆様にとって存在価値のある組合を今後とも維持していくべく、各種の広報活動を行いながら医療保険者としての義務を果たしてまいります。一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### ○令和8年度保険料賦課額

##### ・平等割賦課額

(第1種・第2種組合員1人につき)

年額79,200円 月額6,600円

(第3種組合員1人につき)

年額24,000円 月額2,000円

##### ・所得割賦課額

(第1種・第2種組合員1人につき)

料率 前年中総所得金額の1,000分の14

ただし、第2種組合員（医育機関医師会所属）は年額60,000円を加算する。

最高限度額 年額520,000円

##### ・均等割賦課額

(組合員以外の被保険者1人につき)

年額78,000円 月額6,500円

##### ・後期高齢者支援金等賦課額

(被保険者1人につき)

予定年額63,960円 予定月額5,330円

##### ・介護納付金賦課額

(40～64歳の被保険者1人につき)

年額70,080円 月額5,840円

・子ども・子育て支援納付金賦課額（新設）

（18～74歳の被保険者1人につき）

ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前は賦課しない。

年額7,320円 月額610円

**議案第5号 令和8年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について**

令和8年度法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を定めたいので、組合会の議決を求めます。

**議案第6号 令和8年度北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について**

国民健康保険法第27条第1項第3号の規定により、令和8年度本組合の歳入歳出予算を定めたいので、組合会の議決を求めます。

（令和8年度予算規模）

- ・令和8年度予算総額（A） 3,599,829千円
- ・令和7年度予算総額（B） 3,515,497千円
- ・比較増減（A－B） 84,332千円  
（2.4%増）

**議案第7号 令和8年度北海道医師国民健康保険組合一時借入金について**

超高額レセプトの発生に備え、引き続き北海道国民健康保険団体連合会からの一時借入金として限度額1億円を設定したいので、組合会の議決を求めます。

（概要）

- 借入限度額 金 100,000,000円 以内
- 借入理由 保険給付費の支払い財源に不足が生じた時
- 借入先 北海道国民健康保険団体連合会

この5議案については共に関連があることから、理事者側からの一括提案の申し出を久保田達也議長が認めて一括上程となった。

議案第3号について鈴木伸和常務理事からの説明、議案第4号について『事業方針の主文』の事務局による朗読の後、鈴木伸和常務理事から事業項目の詳細説明、議案第5号について鈴木伸和常務理事からの説明が行われた。続いて、議案第6号について田代典夫常務理事から別冊「令和8年度歳入歳出予算（案）」により事項別明細等の説明、議案第7号について田代典夫常務理事から提案趣旨の説明が行われた。

審議の結果、議案第3号～議案第7号の5議案は原案どおり可決された。

議事が全て終了し、松家治道理事長から閉会の挨拶

がなされ、第136回通常組合会は午後4時40分に閉会となった。

**被表彰者は2名**

**令和7年度被表彰者名簿**

- ※ 理事として10年以上在任された方  
札幌市支部 三戸 和昭 理事
- ※ 支部長及び組合会議員並びに監事として10年以上在任された方  
石狩支部 立石 圭太 監事

## 道医師国保組合お知らせ

## 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響する場合がありますので、お早めに届け出をお願いいたします。

届出		届出用紙	届け出が必要なとき	
資格喪失	組合員（医師）	被保険者資格喪失(脱退)届 【組合員(医師)世帯全員用】 様式第16号①	○他の医療保険に加入したとき ○北海道医師会を退会したとき ○医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき ○道外に住所を変更したとき ○死亡したとき など	
	准組合員（従業員）	被保険者資格喪失届 【准組合員(従業員)世帯全員用】 様式第16号②	○組合員の管理する医療機関を退職したとき ○他の医療保険に加入したとき ○組合員（医師）が組合員資格を喪失したとき ○死亡したとき など	
	家族	被保険者資格喪失届 【家族用】 様式第16号③	○他の医療保険に加入したとき（就職等） ○組合員（又は准組合員）と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離） ○死亡したとき など	
資格取得	従業員(准組合員)	被保険者資格取得届 【従業員(准組合員)新規用】 様式第15号②	○組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く） など	
	家族	被保険者資格取得届 【家族追加用】 様式第15号③	○組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併） ○他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等） ○子どもが生まれたとき など	
住所・氏名の変更		住所・氏名変更届 様式第17号	○組合員（又は准組合員）の住所が変更になったとき（転居、住居表示変更等） ○氏名が変更になったとき（婚姻等による名字変更、字体変更等） など	
家族の 修学にともなう転居 (修学中の住所地特例)		第116条該当・非該当届 様式第20号	該当	○遠隔地で修学するために組合員（又は准組合員）と住民票上の別世帯になったとき ○該当を届け出ている家族が遠隔地で進学したとき など
			非該当	○該当を届け出ている家族が、組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき（修学終了による転入、組合員（又は准組合員）の住所変更等）など

## 【提出先・届出用紙の備付】

所属支部＝組合員（医師）が所属している医師会（郡市医師会・医育機関医師会）

\*届出用紙は組合ホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）からも入手できます。

## 【必要書類等】

各届出用紙に記載がありますのでご確認ください。必要書類等をすべて添付のうえ、提出してください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合 担当：業務係(資格) TEL 011-271-7471